



老計発第1203001号

老振発第1203001号

老老発第1203001号

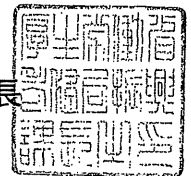
平成19年12月3日

(社) 全国老人福祉施設協議会 御中

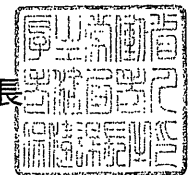
厚生労働省老健局計画課長



厚生労働省老健局振興課長



厚生労働省老健局老人保健課長



重度化対応加算算定のための看護師確保における都道府県ナースセンターの活用について

平成18年の介護報酬改定においては、介護老人福祉施設等の入所者の重度化に対応し、夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備する観点から、介護老人福祉施設等について「重度化対応加算」が、短期入所生活介護等について「夜間看護体制加算」（以下、重度化対応加算と併せて「重度化対応加算等」という。）が創設されたところです。

重度化対応加算等の算定要件の一つとして「常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること」が定められています。（本要件については、平成20年3月31日までは、常勤の看護職員（准看護師）でも可とする経過措置が設けられており、この経過措置は同日をもって終了することとされています。

看護師の確保については、厚生労働省においても看護師の養成力の確保、再就業の支援等取り組んでおりますが、別添の各都道府県ナースセンターにおいて看護職員無料職業紹介事業等を実施しておりますので、本事業の積極的な活用などにより、看護師の確保に向けて引き続き御尽力いただきますよう、貴会会員への周知をお願いいたします。

なお、併せて各都道府県ナースセンターに対し、厚生労働省医政局看護課長より看護師の紹介に関し積極的に支援されるよう要請がされる旨申し添えます。

ナースセンター所在地一覧

名 称	所 在 地	〔郵便番号〕	電 話
北海道ナースセンター	札幌市白石区本通 16 丁目北 6-1 (社) 北海道看護協会内	[003-0027]	011(863)6794
青森県	青森市中央 3 丁目 20-30 県民福祉プラザ 3 階 (社) 青森県看護協会内	[030-0822]	017(723)4580
岩手県	盛岡市緑ヶ丘 2-4-55 (社) 岩手県看護協会内	[020-0117]	019(663)5206
宮城県	仙台市青葉区八幡 2 丁目 10-19 (社) 宮城県看護協会内	[980-0871]	022(272)8573
秋田県	秋田市千秋久保田町 6-6 (社) 秋田県看護協会内	[010-0874]	018(832)8810
山形県	山形市松栄町 1 丁目 5-45 (社) 山形県看護協会内	[990-2473]	023(646)8878
福島県	福島市渡利字七社宮 111 (社) 福島県看護協会内	[960-8141]	024(521)1198
茨城県	水戸市緑町 3-5-35 保健衛生会館 3 階 (社) 茨城県看護協会内	[310-0034]	029(225)8572
栃木県	宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 4 階 (社) 栃木県看護協会内	[320-8503]	028(625)3831
群馬県	前橋市上泉町 1858-7 (社) 群馬県看護協会内	[371-0007]	027(269)5202
埼玉県	さいたま市新中里 3-3-8 (社) 埼玉県看護協会内	[338-0011]	048(824)7266
千葉県	千葉市美浜区新港 249-10	[261-0002]	043(247)6371
東京都	新宿区筑土八幡町 4-17 東京都ナースプラザ 1 階	[162-0815]	03(3359)3388
神奈川県	横浜市中区富士見町 3-1 神奈川県総合医療会館 5 階	[231-0037]	045(263)2101
新潟県	新潟市川岸町 2-11 (社) 新潟県看護協会内	[951-8133]	025(233)6011
富山県	富山市鶴島字川原 1907-1 (社) 富山県看護協会内	[930-0885]	076(433)5251
石川県	金沢市兼六元町 3-69 (社) 石川県看護協会内	[920-0931]	076(232)3573
福井県	福井市西開発 3 丁目 306 (社) 福井県看護協会内	[910-0843]	0776(52)1857
山梨県	甲府市東光寺 2 丁目 25-1 (社) 山梨県看護協会内	[400-0807]	055(226)0110
長野県	松本市旭 2 丁目 11-34 看護総合センターながの	[390-0802]	0263(35)0067
岐阜県	岐阜市藪田南 5-14-53 岐阜県民ふれあい会館 (社) 岐阜県看護協会内	[500-8384]	058(277)1010
静岡県	静岡市駿河区南町 14-25 エスパティオ 3 階	[422-8067]	054(202)1761
愛知県	名古屋市昭和区円上町 26-15 愛知県高辻センタービル 1 階	[466-0054]	052(871)0600
三重県	津市観音寺町字東浦 457-3 三重県看護研修会館別館 1 階	[514-0062]	059(222)0466
滋賀県	草津市大路 2 丁目 11-51 (社) 滋賀県看護協会内	[525-0032]	077(564)9494
京都府	京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 ハートピア京都 7 階	[604-0874]	075(222)0316
大阪府	大阪市城東区鳴野西 2-5-25 (社) 大阪府看護協会内	[536-0014]	06(6964)5550
兵庫県	神戸市中央区下山手通 5-6-24 (社) 兵庫県看護協会内	[650-0011]	078(341)0240
奈良県	橿原市四条町 288-8 (社) 奈良県看護協会内	[634-0813]	0744(25)4031
和歌山県	和歌山市西浜 1014-27 看護研修センター内 1 階	[641-0036]	073(446)0121
鳥取県	鳥取市江津 318-1 看護研修センター 1 階	[680-0901]	0857(25)1222
島根県	松江市袖師町 7-11 (社) 島根県看護協会内	[690-0049]	0852(27)8510
岡山県	岡山市兵団 4-39	[700-0805]	086(226)3639
広島県	広島市中区広瀬北町 9-2 (社) 広島県看護協会会館 1 階	[730-0803]	082(293)9786
山口県	防府市大字上右田字須崎 2686 (社) 山口県看護協会内	[747-0062]	0835(24)5791
徳島県	徳島県北田宮 1 丁目 329-18 (社) 徳島県看護協会内	[770-0003]	088(631)5544
香川県	高松市国分寺町国分 152-4 (社) 香川県看護協会看護研修センター 2 階	[769-0102]	087(864)9075
愛媛県	松山市道後町 2 丁目 11-14 愛媛看護研修センター 1 階	[790-0843]	089(924)0848
高知県	高知市朝倉己 825-5 (社) 高知県看護協会内	[780-8066]	088(844)0758
福岡県	福岡市東区馬出 4 丁目 10 番 1 号 ナースプラザ福岡	[812-0054]	092(631)1223
佐賀県	佐賀市天神 1-4-15 (社) 佐賀県看護協会内	[840-0815]	0952(29)5516
長崎県	諫早市永昌町 23-6 (社) 長崎県看護協会内	[854-0072]	0957(49)8060
熊本県	熊本市東町 3-10-39 看護研修センター 1 階	[862-0901]	096(365)7660
大分県	大分市寿町 2-6 (社) 大分県看護協会内	[870-0036]	097(534)6583
宮崎県	宮崎市学園木花台西 2-4-6 (社) 宮崎県看護協会内	[889-2155]	0985(58)4525
鹿児島県	鹿児島市鴨池新町 21-5 (社) 鹿児島県看護協会内	[890-0064]	099(256)8025
沖縄県	島尻郡南風原町字与那覇 460 番地 (社) 沖縄県看護研修センター	[901-1103]	098(888)3128

(参考) 重度化対応加算等について

- 介護老人福祉施設等において、次の5つの要件を満たす場合に、入所者1名につき1日当たり10単位を加算するもの。

重度化対応加算	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
夜間看護体制加算	短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

【重度化対応加算】 1日10単位加算

- ①常勤の看護師（平成19年3月までは常勤の看護職員）を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ②看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ③看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又は入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ④看取りに関する職員研修を行っていること。
- ⑤看取りのための個室を確保していること。

※「夜間看護体制加算」については、①・②の要件に加え、「重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。」でよい。

- また、重度化対応加算が算定されることが、介護老人福祉施設において看取り介護を行ったことを評価する「看取り介護加算」の算定条件となっている。
- 重度化対応加算の算定に当たっては、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末まで常勤の看護師に替え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を設定。

厚生労働省発老第0329002号

平成19年3月29日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

柳澤 伯夫

諮 問 書

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第5項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

○ 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年3月31日まで延長することとする。

○ 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算についても同様の措置を講ずること。

社 保 審 発 第 5 号

平成19年3月29日

厚生労働大臣

柳澤 伯夫 殿

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について（答申）

平成19年3月29日厚生労働省発老第 0329002 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については、了承する。

なお、各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に関する計画を立て、看護師の確保に努めるとともに、看取りに関する研修の充実に努めること。また、厚生労働省及び都道府県は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に対する支援措置を講ずること。